

大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員就業等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合規則第7号

大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員就業等規則の一部
を改正する規則

大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員就業等規則（令和2年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項第6号を次のように改める。

(6) 中学校就学の始期に達しない子（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の子を含む。以下この号において同じ。）のある会計年度任用職員（1週間当たりの勤務日の日数が3日以上である会計年度任用職員であるものに限る。）が、当該子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話、疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして広域連合長が定める事由に伴う当該子の世話をを行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事（入園、卒園、入学又は卒業の式典及び学校等から実施の通知を受けて、原則として子とともに参加するもの）へ参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（当該子を2人以上養育する会計年度任用職員にあっては、10日）以内で必要と認める日又は時間（勤務日ごとの勤務時間が同一でない者にあつては、

勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1時間未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた時間））に5（当該子を2人以上養育する会計年度任用職員にあつては、10）を乗じて得た時間の範囲内で必要と認める時間）

第13条第3項第8号中「とされている会計年度任用職員であつて、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続して勤務しているもの」を「であるもの」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。